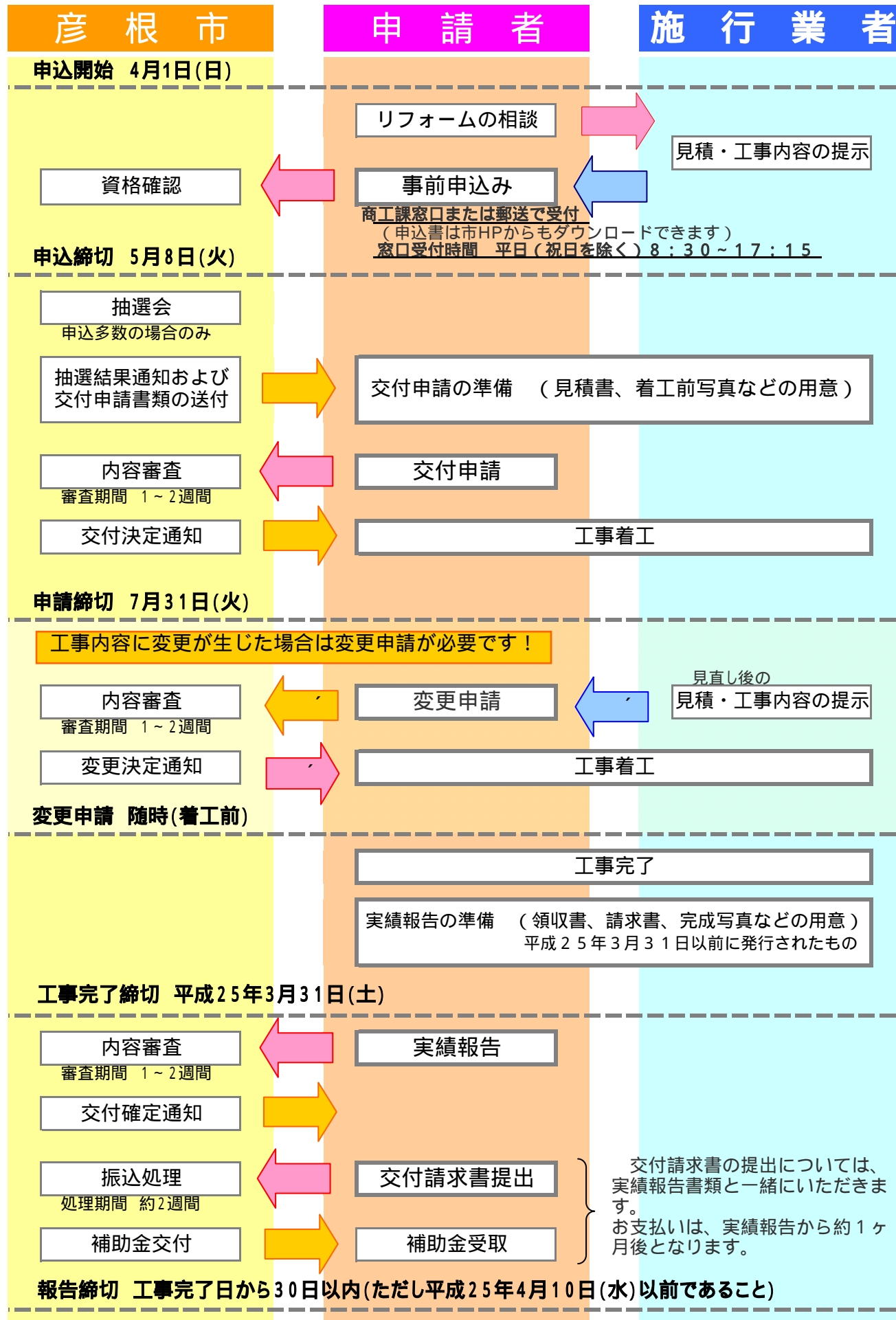


# 申込みから補助金交付までの流れ



Q: リフォーム工事に対して補助金を交付することにより、どのような効果が見込まれるのですか。

A: 景気低迷により、建設業の落ち込みが大きいため、住宅リフォーム工事を補助の対象とすることで、工事材料の製造や販売、さらには住宅リフォームに関連して、椅子やテーブルなどの物品購入といった連鎖的な消費拡大まで多岐にわたる業績に経済効果の波及が期待でき、産業の活性化とそれによる雇用の安定を目的にしています。また、市民のみなさまの一番身近な生活環境の向上が期待できます。

Q: 現在、彦根市に居住していませんが、住居がある場合は補助の対象となりますか。

A: 単身赴任などで一時的に彦根市に居住していなくても、今後、彦根市に戻られる予定の場合は、補助の対象となることもあります。商工課までご相談ください。

Q: リフォーム工事の依頼先が彦根市内の営業所・支社であっても、本社住所が彦根市外にある場合は補助の対象となりますか。

A: 対象となりません。本社以外の営業所・支社に住宅リフォーム工事を依頼される場合は、その本社住所が彦根市内にある場合に限り補助の対象となります。

Q: 建物の名義が親と子の共有名義になっていますが、親と子でそれぞれの申込みは可能ですか。

A: どちらか一方での申し込みとなります。1つの住宅に対し、1人の申請者しか補助の対象となりません。また、平成20~23年度において、すでにこの補助金の交付を受けている場合は、申請者が違っても補助の対象となりません。

Q: 建物の登記上の所有者である夫が死亡しているため、妻が申込みをすることは可能ですか。

A: 所有者との続柄、居住、固定資産税の支払いについて、確認できれば所有者とみなし認めます。

Q: 平成24年3月31日以前に住宅リフォーム工事を着手しましたが、補助の対象となりますか。

A: 対象となりません。今回の募集は、平成24年4月1日以降に着手される住宅リフォーム工事のみが対象となります。

Q: 「事前申込書」を提出後、すぐに工事を着工しても良いのですか。

A: 原則、交付申請後、交付決定を受けてから着工してください。事前申込みは交付申請ではありません。交付申請書類は、事前申込み締切後、郵送で送付します。(申込者多数のため抽選になった場合は、当選者のみに送付します。ただし、抽選結果の通知については、申込者全員に送付します。) 工事をお急ぎの方は、申込み時にご相談ください。

Q: 着工前の写真を撮り忘れてしまいましたが補助の対象となりますか。

A: 対象となりません。交付申請時には着工前の写真を提出いただきます。必ず、着工前に撮影しておいてください。

# 補助対象工事一覧

平成24年度版

住宅リフォームを予定されている皆さんへ

市民の皆さんが、市内に本社がある法人、または個人の施工業者を利用して自宅の修繕、補修工事など(住宅リフォーム)を行う場合に、その経費の一部を補助します。

緊急経済対策として、市内産業活性化と雇用の安定を図るために、期限付きで行います。

	リフォームの内容	備考
対象	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	システムキッチン。
	給排水衛生設備工事	
	電気設備工事	
	ガス設備工事	
	屋根の葺き替え、塗装、防水工事	
	外壁の張り替えや塗装工事	
	部屋の間仕切の変更工事	
	床材、内壁材、天井材の張替えや塗装等の内装工事	
	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取替え	
雨どい等の取替えや修理		
建具・開口部の取替え工事		
公共下水道接続工事		
一部対象	給湯設備工事	設置費用。エコキュートなど給湯器本体代は×。
	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消等)	高齢者住宅小規模改造助成、既存住宅耐震リフォーム支援事業等の補助を利用している部分は×。利用していない部分は。
	耐震改修工事	
	太陽光パネル設置工事	設置費用。本体代金×。
	照明器具の取り付け工事	取り付け簡易なもの×。天井埋め込み型など工事を伴うもの。
住宅の解体工事	解体工事のみ×。リフォームに伴う部分の解体であれば。	
対象外	車庫、自転車置場、物置等の工事	
	店舗、工場、事務所等のリフォーム	併用住宅の場合は、居住部分のみ。
	テラス、フェンス、ブロック塀舗装等の外構工事	
	防犯ライト・カメラの設置工事	
	エアコン、テレビなどの電化製品	
	カーテン、カーペットなどのインテリア商品	
	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器	
	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布	
ハウスクリーニング		

増築工事は対象となりません。しかし、既存住宅のリフォームに伴う床面積の軽微な増大などの場合は補助の対象となることがあります。事前にご相談ください。

住宅リフォームにかかる補助対象については、個々のケースにより異なります。

制度の詳細については、下記までお問い合わせください。



彦根市役所 産業部商工課 (3F)  
〒522-8501 彦根市元町4番2号

TEL: 0749-30-6119 FAX: 0749-24-9676

## 対象工事

経費が20万円以上の工事(消費税を含む)

平成24年度中に着工・完了できる工事

原則、着工は交付決定後をお願いします。着工を急がれる場合は、「事前申込」時にご相談ください。

住宅の居住部分における修繕、補修工事、模様替え工事

庭や車庫などの外構工事は除きます。

公共下水道への接続に伴う住宅の工事

## 対象住宅

市内の住宅。ただし、事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。

店舗などとの併用住宅は住居部分のみ、マンションなどは自己所有部分のみが対象です。

## 補助金額

工事経費の20%で、最高20万円(千円未満は切り捨て)

## 対象者

次の要件を全て満たしている人

対象住宅に居住し、その住宅を所有している人

市税に滞納がなく、本市の各種融資の償還が滞っていない人

対象となる工事について、国・県・市の他の制度の補助を受けていない人

他の補助制度を受けている人でも、その制度の対象外となる工事部分は、補助対象とします。

補助を受けられるのは、同一住宅と同一人につき1回限りです。

平成20~23年度に同じ補助金を受けた人は申し込みできません。

対象となる住宅が共有名義などであっても、複数人による申込みはできません。

## 事前申込みの方法

商工課(市役所3階)または、支所、各出張所にある申込書に必要事項を記入のうえ、押印し提出してください。郵送でも受け付けます。申込書は、彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。申込者多数の場合は抽選を行います。抽選結果は、5月中旬に送付します。

## 事前申込みの期間

平成24年4月1日(日)~平成24年5月8日(火)

午後5時15分必着(窓口での受付は土日・祝日を除きます。)

## 交付申請

「事前申込」は「交付申請」ではありません。

申込み締切り後、該当者には、交付申請書類を送付します。

「交付申請」時には、着工前の写真が必要です。

必ず、着工前の写真を撮っておいてください。

